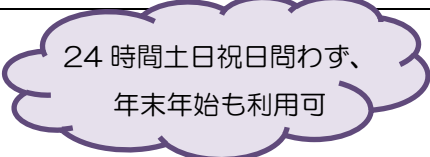



令和8年度目黒区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

令和8年6月1日時点

目黒区では、日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、助成要件を満たしたベビーシッターを利用する際に料金の一部を助成いたします。

1. 制度概要

対象者	目黒区に住所を有する、以下のいずれかの保護者の方（保育の認定は問いません） ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 （保護者の残業や病気、自己実現、学校行事、リフレッシュ等、幅広い理由が対象） ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 （保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をします）
対象児童	※保育園等に在籍していても利用可能 0歳～小学3年生年代の児童 0歳～小学6年生年代の児童 （障害児）
対象利用期間	令和8年4月1日（火）～令和9年3月31日（火）
利用上限時間	児童1人につき年度あたり 144時間 (多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童の場合は、児童1人につき年度あたり288時間まで)
利用上限金額	●日中利用 7時～22時 1時間 2,500円 上限 ●夜間利用 22時～翌7時 1時間 3,500円 上限 
対象利用料	事業者から請求される料金のうち、「純然たる保育サービス提供対価」（税込）のみが助成対象です。 ※児童1人ごとに1か月単位で、分単位切り捨てによる申請です。 ※審査内容によって、交付決定額が申請より低くなる場合があります。 ※勤務先の福利厚生などにより、助成を受けている場合や、クーポン券等により支払った場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象となります。 ※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準ずる費用は対象になりません。 ※訪問型病児・病後児保育利用料助成制度、私立幼稚園等園児に対する預かり保育料補助で助成された金額は対象になりません。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。 
保育基準	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること。 ※例外として、共同保育や小学生以上のご利用の場合で、保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても助成対象となります。

2. 利用から助成までの流れ（申請書・添付書類等そろってから申請してください）

①事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際、必ず「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と伝えてください。（助成要件を満たしたベビーシッターをご予約ください。）

「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」以外の利用分は、助成対象外です。

②ベビーシッターの利用（利用者⇄事業者）

事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」「領収書」「利用明細書」の交付を必ず受けてください。

③申請書類の提出（利用者⇒事務センター*）

事務センター...<お問い合わせ、必要書類の提出先>

●次の必要書類を用意してください。

区様式	① 交付申請書兼口座振替依頼書（オンラインで申請する場合はフォーム上で入力） ② 利用内容内訳表（オンラインで申請する場合はフォーム上で入力）
その他	③ 上限 288 時間の該当要件の証明書類（対象者のみ） ※詳細はお問い合わせください ④ 振込口座のわかる通帳等の写し
事業者 発行	⑤ 要件証明書（発行日が利用日当日もしくはそれ以前の日付のもの） ⑥ 領収書（請求書は不可） ※申請後の変更はできません。クーポン利用時など金額が決定してからご申請ください。 ⑦ 利用明細書（利用児童名、利用日時、利用料の内訳がわかる書類） ⑧ クーポンを使用したことがわかる書類（クーポン使用者のみ）

●次のいずれかの方法で書類を提出してください。

- ・ オンライン申請フォーム（LoGo フォーム）
- ・ 郵送 → 事務センター（<お問い合わせ、必要書類の提出先>）の宛先へお送りください。

LoGo フォーム



④助成金交付（区⇒利用者）

3. 申請スケジュール ※令和7年度とは申請受付期間が異なります。

対象月	申請受付期間（消印有効）	入金予定日（申請に不備等が無い場合）
令和8年4月から 令和8年9月まで	令和8年6月8日（月）から 令和8年10月15日（木）まで	申請された月の 1～2か月後の 月末
令和8年10月から 令和9年3月まで	令和8年11月2日（月）から 令和9年4月15日（木）まで	

4. その他の留意事項

- ホームページで最新の情報をご確認ください。
- 本事業を利用する前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（こども家庭庁ホームページ）」をご確認ください。（右のコードから確認ができます）
- 区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。
- ご不明点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。



<お問い合わせ、必要書類の提出先> *事務センター

株式会社ケー・デー・シー（目黒区委託事業者） 目黒区ベビーシッター担当 宛て

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

フリーダイヤル：0120-768-788

受付時間：平日9時から17時まで（12月29日から1月3日を除く）